

No	ご意見			回答
	ページ	行	コメント	
1	3/6	17	適用文書の2. 引用規格の項で幾つかの規格が引用されているが、62278 以外の規格が本文で引用されておらず、引用規格のどの部分をどのように引用するのかがわかりにくい。	<p>ご意見ありがとうございます。 頂きましたご意見を踏まえまして、次のとおり修正致します。</p> <p>-----</p> <p>4/6 ページ 5.2.3 項 3 行目</p> <p>[修正前]</p> <p>・鉄道製品又はシステムに関する一つ以上の専門知識。このような知識には、例えば、車両制御、ソフトウェア、EMC、設計、電力システム、信号連動装置、踏切設備等がある。</p> <p>[修正後]</p> <p>・鉄道製品又はシステムに関する一つ以上の専門知識。このような知識には、例えば、IEC62425、IEC62279、IEC62280 及び IEC62236 の規格に基づいた、車両制御、ソフトウェア、EMC、設計、電力システム、信号連動装置、踏切設備等がある。</p>
2	5/6	17	PCRP31S07 中、第 I 部 15.の「…に関する…」は、関連 JIS 及び PCG101 では、「…対する…」となっている。	<p>ご指摘ありがとうございます。 関連 JIS に合わせまして「…対する…」に修正致します。</p>
3	3/6	33	<p>鉄道分野に関する適用文書(案)の書きぶりについて、JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に倣えば、</p> <p>3.定義において、「…で定めるものの他」は「…で定めるもののほか」とするのが望ましい。</p> <p>3.定義において、「以下」を用いているが、「次」を用いるのが望ましい。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>3.定義において、「…で定めるものの他ほか、以下次による。」に修正致します。</p>

4	4/6	29	<p>鉄道分野に関する適用文書(案)の書きぶりについて、JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に倣えば、</p> <p>5.2.3 において、「以下」を用いているが、「次」を用いるのが望ましい。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>5.2.3 において、「RAMS 認定区分における訓練及び経験の要素には、少なくとも以下次の要素を含まなければならない。」に修正致します。</p>
---	-----	----	---	---